○沖縄振興開発金融公庫法施行令第三条第三項第二号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（同五）　一三
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（同六）　一七
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（同七）　一九
○平成二十七年度地方債同意等基準を公表する件（総務一六二）　一九
○平成二十七年度地方債計画を公表する件（同一六三）　一九
○平成二十七年度地方債充当率を公表する件（同一六四）　二〇
○少年院種別表の一部を改正する件（法務二〇八）　二四
○株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件（財務一四五）　二五
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（財務・経済産業三）　二七
○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示を定める件（文部科学九三）　二七
○職業訓練実施計画（厚生労働二三九）　二七
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画（同二四〇）　二八
○平成二十七年度雇用施策実施方針の策定に関する指針（同二四一）　二八
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（同二四二）　二九
○独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第五号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（同二四三）　二九
○独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（同二四四）　二九
○施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務の一部を改正する件（同二四五）　二九
○雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する件（同二四六）　二九
○雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（同二四七）　二九
○雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ⑵に規定する厚生労働大臣が定める研修（同二四八）　二九
○雇用保険法施行規則第百三十八条の三第一号イに規定する厚生労働大臣が定める教育訓練の基準（同二四九）　二九
○厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件（同二五〇）　二九
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十七事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（農林水産八四五）　九〇
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同八四六）　九四
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同八四七）　九五
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同八四八）　九七
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（経済産業九一）　九九
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（同九二）　一〇〇
○昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を改正する件（国土交通五二七）　一〇二
○津波に関する海上予報及び海上警報の発表形式の一部を改正する件（気象庁七）　一〇三
○海上保安庁所属通信所における無線電話による地方海上警報の放送の実施等の一部を改正する告示（海上保安庁三二）　一〇三
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件の一部を改正する件（環境六三）　一〇三
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（同六四）　一〇四
○防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則の一部を改正する件（防衛七七）　一〇四

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則（内閣）　一〇四
内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則（同）　一〇四
内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則（同）　一〇四
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一六）　一〇五
平成二十七年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）　一〇五